

実質的支配者について

法人のお客さまとのお取引(預金口座開設など)においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等にもとづき、実質的支配者についての確認が必要となります。

※国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、上場会社に該当する法人のお客さま、または法人格をもたない社団・財団(法人化していないマンション管理組合など)のお客さま等(以下、「国等」といいます。)については、確認は不要です。

1. 実質的支配者とは

実質的支配者とは、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人*をいいます。

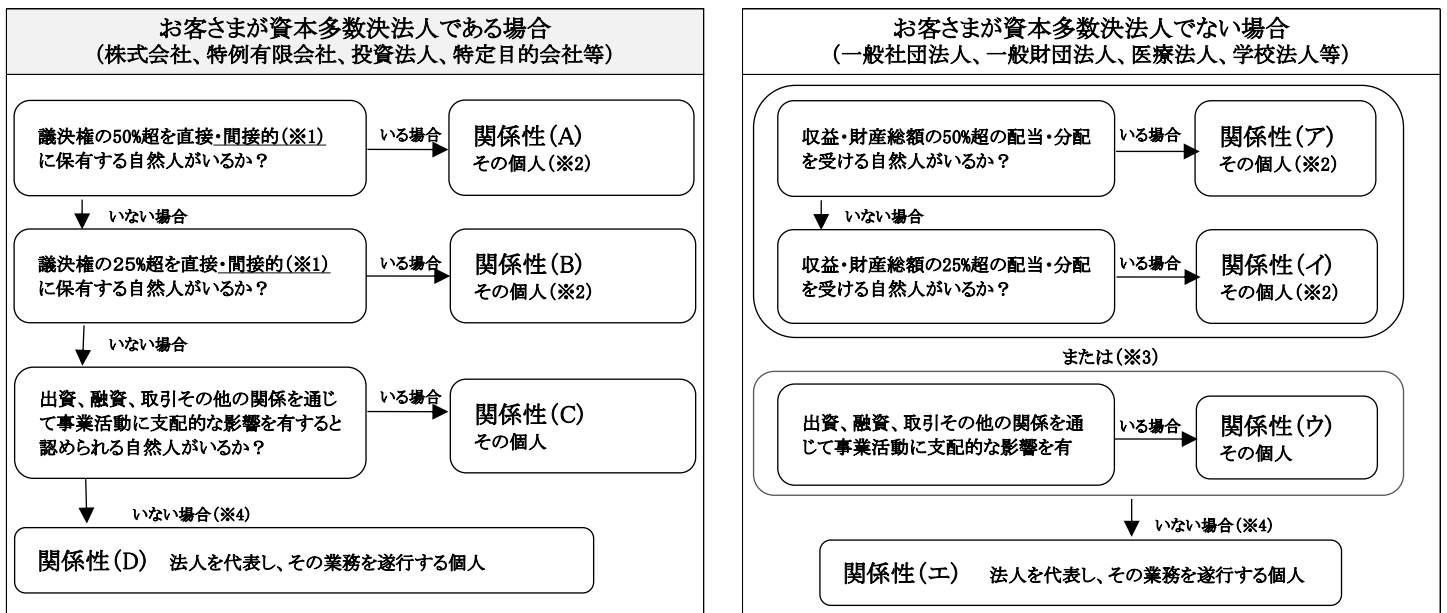
*国等およびその子会社は自然人とみなされます。詳しくは後記3.をご覧ください。

どのような方が該当するかについては、法人の形態によって異なり、以下の方が対象となります。

2. 実質的支配者の確認方法と記載方法

お客さまが資本多数決法人である場合(株式会社、特例有限会社、投資法人、特定目的会社等)は以下左図に従って、お客さまが資本多数決法人でない場合(一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人等)は以下右図に従って、実質的支配者をご判断いただき、該当する方の「氏名」・「住居」・「生年月日」をご記載いただくとともに、「関係性」について、資本多数決法人の場合は(A)~(D)、資本多数決法人以外の場合は(ア)~(エ)をお選びください。

また、ご判断の結果、国等又はその子会社に該当する場合は、国等又はその子会社を自然人とみなして「お名前・名称」欄にその名称を、「ご住居・所在地」欄にその本店・主たる事務所の所在地をご記載ください。



(※1) 他の法人の議決権を50%超有している場合は、その法人の有している議決権を保有しているものとみなします。

なお、議決権の50%超を有する法人が「国等」に該当する場合は、その法人が実質的支配者となります。

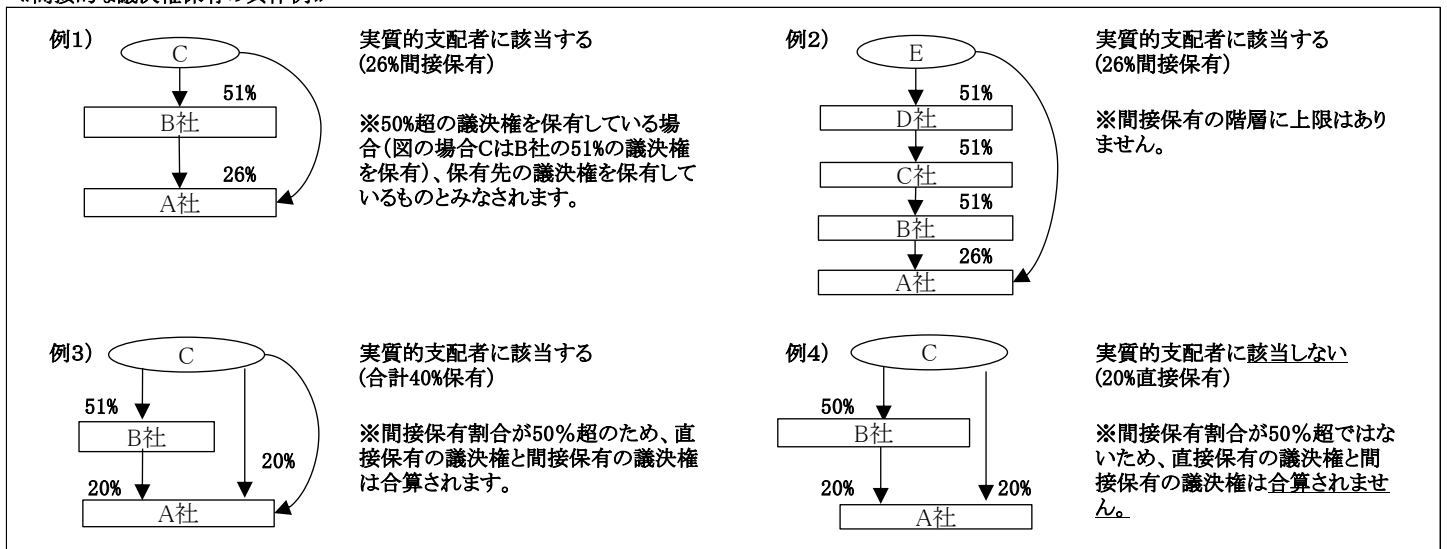
「間接的な議決権保有の具体例」については、以下をご確認ください。

(※2) 事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除きます。

(※3) いずれも「いる」の場合には、両名が実質的支配者となります。

(※4) 取引担当者様が然るべき確認をしてもやむを得ない理由により把握できない場合を含みます。

《間接的な議決権保有の具体例》



3. 自然人とみなされる者

以下に該当する者又はその子会社(会社法上の子会社)は、実質的支配者の判断において自然人と見なされます。

- ・国
- ・地方公共団体
- ・法人格をもたない社団・財団
- ・独立行政法人
- ・国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人
- ・外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
- ・上場会社等
- ・勤労者財産形成基金
- ・在続厚生年金基金
- ・国民年金基金
- ・国民年金基金連合会
- ・企業年金基金
- ・預貯金契約又は定期積金等のうち、被用者の給与等から控除される金銭を預金若しくは貯金又は定期積金等とするものを締結する被用者
- ・有価証券の売買を行なう外国(国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る)の市場に上場又は登録している会社